

男鹿市財務規則の一部を改正する規則

男鹿市財務規則（平成17年男鹿市規則第39号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章及び第2章（略）</p> <p>第3章 収入</p> <p>第1節及び第2節（略）</p> <p>第3節 収納（第36条—<u>第41条の3</u>）</p> <p>第4節～第6節（略）</p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>（徴収又は収納の委託）</p> <p>第41条 市長は、<u>次に掲げる規定により</u>歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、収入事務受託者と当該委託に係る事務に関し必要な事項につき契約を締結しなければならない。この場合において、市長は、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。</p> <p>(1) <u>施行令第158条第1項</u></p> <p>(2) <u>施行令第158条の2第1項</u></p> <p>(3) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条</u></p> <p>(4) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2</u></p> <p>(5) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項</u></p> <p>2～4（略）</p> <p><u>（地方税等に係る収納事務の委託基準）</u></p> <p><u>第41条の2 施行令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>委託する収納の事務又はこれに類する事務について相当の知識及び経験を有していること。</u></p> <p>(2) <u>委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するために十分であると認められる事業規模を有し、か</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章及び第2章（略）</p> <p>第3章 収入</p> <p>第1節及び第2節（略）</p> <p>第3節 収納（第36条—<u>第41条</u>）</p> <p>第4節～第6節（略）</p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>（徴収又は収納の委託）</p> <p>第41条 市長は、<u>施行令第158条第1項の規定により</u>歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、収入事務受託者と当該委託に係る事務に関し必要な事項につき契約を締結しなければならない。この場合において、市長は、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> |

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>つ、その経営の状況が健全であると認められること。</u></p> <p><u>(3) 電子計算機による情報システムその他委託する収納の事務を遂行するために必要な体制が整備されていること。</u></p> <p><u>(4) 収納に係る事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）によって正確に記録し、かつ、当該電磁的記録を遅滞なく提供することができること。</u></p> <p><u>(5) 収納金の安全確保のために十分な措置を講ずることができること。</u></p> <p><u>(6) 収納金の払込みを確実かつ速やかに行うことができること。</u></p> <p><u>(7) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることができること。</u></p> <p><u>(収入事務受託者の検査)</u></p> <p><u>第 41 条の 3 会計管理者は、収入事務受託者（地方税等（施行令第 158 条の 2 第 1 項に規定する地方税等をいう。次項において同じ。）に係る者に限る。）に対し、同条第 3 項の規定により毎年 1 回以上定期検査を行うほか、必要があると認めるときは臨時検査をしなければならない。</u></p> <p><u>2 会計管理者は、収入事務受託者（地方税等に係る者を除く。）に対し、必要があると認めるときは、臨時に検査を行うことができる。</u></p> <p><u>3 会計管理者は、前 2 項の検査をするときは、あらかじめ検査期日、検査事項その他必要な事項について収入事務受託者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 会計管理者は、第 1 項又は第 2 項の検査をしたときは、速やかにその結果を市長及び監査委員に報告しなければならない。</u></p> |     |
| 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。   |     |

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

